

91 海軍准士官並びに服役満期下士を判任文官に任用の件公

布 [明治二十年十二月]

(注記1)
普通六一二二号

(注記2)
(金井) (谷森)

海軍服役満期下士判任文官ニ採用ノ件

(注記3)
勅令第三十七号文官試験試験補及見習規則ノ制定ニ依リ各省ノ判任文官ハ普通試験ニ及第セル者ニアラサレハ任用スル能ハサルコト、相成候処海軍省判任官ノ内船具水雷具兵器彈藥兵員ノ被

(注記4) (注記5)
服糧食等ニ係ル事務ヲ取扱ハシムル文官ニハ其事柄ヲ熟知シ又ハ見聞ニ慣レタル服役満期下士ヲ用フルハ實際ニ於テ弁益ノ事多シトス又逋信省中灯台局管船局ノ如キ船舶ノ事ニ熟セル海軍満期下士ヲ用フル方便益多カルヘク鉄道局ノ如キモ機関ノ一ニ慣熟セル者ヲ用フルモ亦弁益アルヘシト思考ス海軍下士中一定ノ服役ヲ終レル者ニシテ尚壯健使役スルニ堪ユルモノ多ク下士ニ入ルニハ教育ノ法學術試験ノ規則アリテ官吏タルニ堪サル者無之トス且之ヲ文官ニ採用スルノ途ヲ与フルハ一ハ以テ官

ニ弁益ヲ与ヘ一ハ以テ兵役ニ服セル者ヲ優待セラル、一ト相成ルヘキニ付別紙案ノ如キ勅令ヲ發布相成度此段呈閣議候也

明治二十年十一月二十五日

海軍大臣伯爵 西郷従道 印

内閣総理大臣伯爵 伊藤博文殿

勅令案

(加筆・朱書) 〇〇
〔第百六十五号〕

海軍 (抹消) 〇〇 (加筆・朱書) 〇〇
〔准士官并〕 服役満期ノ (者ハ) 〔下士ハ〕

普通試験ヲ要セス海軍省通信省鉄道局ノ判任文官ニ任用スルコトヲ得

〔注記6〕
明治二十年十二月廿日

内閣総理大臣 花押 (伊藤)

法制局長官 印

〔田中〕 (金井) (谷森) (注記7)
花押 印 印

(注記8)

各省大臣

外務	大蔵	海軍	文部	通信
(松方) 印	(西郷) 印	(森) 花押	(榎本) 印	
内務	陸軍	司法	農商務	
(山県) 印	(大山) 印	(山田) 印	(黒田) 印	

海軍大臣請議海軍服役満期下士判任文官ニ採用ノ件ヲ按スル
ニ右服役満期ノ者其技術上適任ノ人物ヲ要スル官庁ヘ試験ヲ
要セス判任文官ニ任用セントノ旨意ニシテ適當ノ儀ト思考ス
但文官試験局長ノ意見ハ勅令ヲ要セストアレトモ文官試験規
則ニ対シ勅令發布ヲ必要トス且請議中准士官無之候ヘ共是又
同様ノ儀ニ付左ノ通勅令相成可然ト認ム

勅令案

朕海軍准士官並服役満期下士判任文官ニ任用ノ件ヲ裁可シ茲ニ
之ヲ公布セシム

明治二十年〔十二月〕〔廿五日〕

内閣総理大臣

勅令第 号

呈案貼紙ノ通

〔注記1〕

「法制局秘第三五号・二十年十一月廿六日」

〔注記2〕

〔石村〕 (落合) (秋) 印・印・印

〔注記3〕

「法制局」「行政部」 〔山尾〕 印

〔注記4〕

「十八」 (簿冊内件名番号)

〔注記5〕

「甲九八」

〔注記6〕

「海軍九八」

〔注記7〕

〔會編〕 印

〔注記8〕

〔濟〕

〔公文類聚 第十一編 明治二十
十年 第五卷〕 2A.11. 292